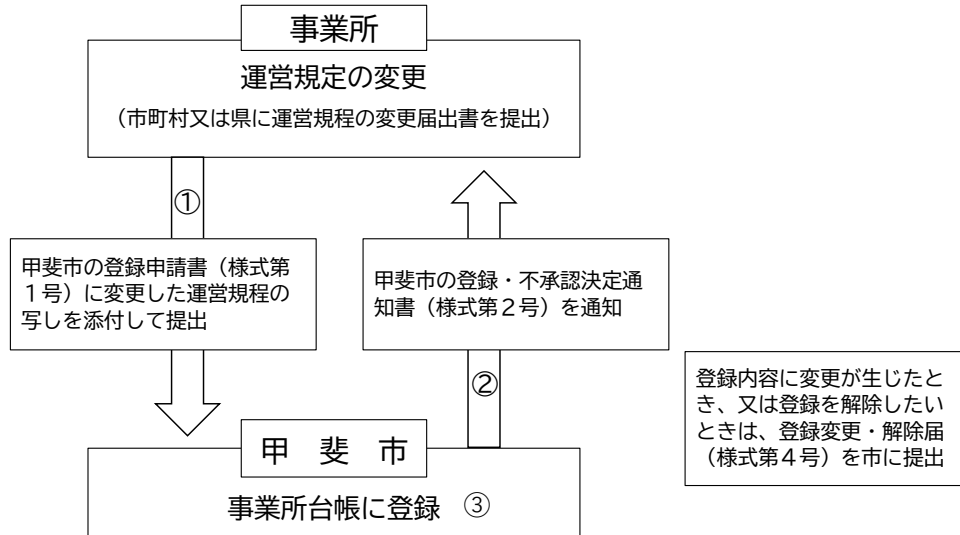


## 「事業所の登録」

### 地域生活支援拠点事業所の登録の手順

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所として認められることを要する。

(平成31年3月 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援拠点等について【第2版】より抜粋)



#### 【加算の対象となる障害福祉サービス】

##### ①相談

地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回(月 4 回を限度)

対象事業：計画相談支援、障害児相談支援

緊急に支援が必要な事態が生じた利用者に対して、本人又はその家族からの要請に基づき速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報の提供や利用に関する調整を行った場合算定。

##### ②緊急時の受入・対応

イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 180 単位/日福祉型

ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 270 単位/日医療型

対象事業：短期入所

居宅においてその介護を行なう者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行なった日から起算して 7 日(利用者の日常生活上の世話を行なう家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

定員超過特例加算 50 単位/日

「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受け入れした場合には、期間を区切った上で、特例的に加算するとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

### ③体験の機会・場の提供

体験利用支援・体験利用加算 500 単位/日(初日から 5 日目まで)  
250 単位/日(6 日目から 15 日まで)  
+ 50 単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

対象事業：日中活動系サービス事業所(体験利用支援加算)  
地域移行支援事業所(体験利用加算)

指定障害者支援施設利用者で、施設内の日中系のサービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使って地域の障害福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行った場合算定

体験宿泊支援加算 120 単位/日

対象事業：施設入所支援(体験宿泊支援加算)

利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合算定。

体験宿泊加算 (Ⅰ)300 単位/日(Ⅱ)700 単位/日  
+ 50 単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

対象事業：地域移行支援事業所(体験宿泊加算)

単身での生活を希望している利用者に対して、単身生活に向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合、体験宿泊加算を算定できる。

### ④専門的人材の確保・育成

ⅰ重度障害者支援加算 7 単位/日

対象事業：生活介護(障害者支援施設が行う生活介護は除く)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届け出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。

ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

ⅱ重度障害者支援加算 180 単位/日(個人加算)

実践研修修了者の作成した支援計画シートに基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できる。

### ⑤地域の体制づくり

地域体制強化共同支援加算 2,000 単位/月(月 1 回限度)

対象事業:計画相談支援、障害児相談支援

支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行ない、共同で対応していることを評価